

(公社) 滋賀県理学療法士会活動助成事業要綱

(趣旨)

第1条 (公社) 滋賀県理学療法士会では、本土会員による独創性豊かな学術研究活動を促進することを目的として、個人または共同研究するグループの調査研究に対し助成をおこなう。この助成事業により、理学療法士が21世紀を健やかで心豊かに安心して暮らせる活力ある社会づくりに貢献すべく、理学療法全般に関する研究意欲の高揚に寄与し、もって県民の総合的な豊かな生活づくり活動の実践に資することとする。

(助成事業の対象)

第2条 本土会員であり、主に滋賀県内の理学療法分野における調査研究活動とする。ただし、大学の教職員の単独研究または主研究者となる研究は除く。また、営利企業等関係者は対象外とする。

(内容)

第3条 日本理学療法士協会が求める研究課題に準じたもので、かつ、県民の総合的な「生活の質」の向上につながる活動の実践に資する下記の研究課題とする。

- 1) 実践能力の向上に資する理学療法教育研究
- 2) 国際的な視野に立った自立支援、および健康増進・予防に関する研究
- 3) 基本評価の確立に関する研究
- 4) 急性期理学療法の効果に関する研究
- 5) 地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション施設での理学療法効果に関する研究
- 6) 在宅における理学療法に関する研究
- 7) 運動療法や物理療法のエビデンスに関する研究
- 8) 装具・義肢・福祉用具に関する研究
- 9) 理学療法の新規分野開発に資する萌芽挑戦的研究
- 10) 県民の健康増進に関わる研究
- 11) 滋賀県理学療法士会理事会で承認されたもの

(審査委員会)

- 第4条
1. 助成の対象となるかどうか審査し決定するために、滋賀県理学療法士会研究活動助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
 2. 審査委員会に委員長を置き、会長をもって充てんするものとする。
 3. 審査委員会の委員は、理事若干名とする。また、当該研究活動の研究内容と密接な関係がある機関・団体より会長が委嘱することもある。

(助成等)

- 第5条 1. 本土会は、第1条の趣旨を達成するため、審査委員会の決定に基づき、予算の範囲内で研究活動に要する経費の一部を助成する。助成金額は1件につき基本的に8万円を上限とする。
2. 研究経費として認められる支出は、データ収集のための交通費・研究のための謝礼金（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の収集、アンケートの回収、研究資料の収集等）・物品（パソコンなど通常配備されている備品類を除く）を購入するための経費・その他当該研究を遂行するための経費（印刷費、通信費、運搬費、研究実施場所借り上げ費、レンタル費用、機器修理費等）とする。
3. 助成金に余剰金が生じた場合には、研究終了後に返還しなければならない。

(研究助成該当者の責務)

- 第6条 1. 選出された研究助成該当者は、滋賀県理学療法学会にて、その研究成果を発表するものとする。
2. 助成研究の成果を基に、滋賀県理学療法士会学術誌「湖都」に掲載する論文を投稿するものとする。投稿前に教育部の許可なく他誌への投稿を行うことを禁ずる。
3. 上記責務を果たさない場合、助成金の一部または全額の返還を求める場合がある。また、責務を全うできなかった場合には今後の活動助成事業への申請資格に制限を設けるものとする。